

北播磨地域医療連携システム利用者規定 ～北はりま絆ネット～

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、地域医療連携システム委員会(以下「委員会」という。)が設置する北播磨地域医療連携システム「北はりま絆ネット」(以下「絆ネット」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用者)

第2条

- 1 利用者とは「絆ネット」利用申請を行った者のうち本規定に定めるID及びパスワード等の登録を完了し、電子証明書を発行した者のことをいう。
- 2 利用者は、登録手続きにかかる者を除いて、原則として医師とする。地域連携クリティカルパス等円滑な地域医療連携を築いていくための「絆ネット」の利用については、ID-Linkの機能改良も考慮しながら、今後検討を行うこととする。

(利用者の責務)

第3条

- 1 利用者が、「絆ネット」を利用するに際しては、本規定のほか「著作権法(昭和45年法律第48号)」、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」、「兵庫県個人情報保護条例(平成8年10月9日条例24号)」及び関係法令を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、委員会が定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、「絆ネット」を通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
また、入手した診療情報に基づいて行った診療や患者への説明については、利用者が責任を負うものとする。
- 4 「絆ネット」上の情報の取扱いについては別に定める。
- 5 利用者は、ID-Linkがインストールされた端末の管理及び情報セキュリティに十分注意するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者は「絆ネット」に接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。またWinnyやShare等のファイル共有ソフトを利用する端末で使用してはならない。

第2章 絆ネットの利用

(利用者資格等)

第4条

- 1 「絆ネット」を利用できる者は第2条に定める利用者資格を有する者に限る。
- 2 「絆ネット」の利用を希望する者は、定められた様式により、委員会会長あてに利用申請を行うものとする。
- 3 委員会会長は、利用者として適当と認めたときは、すみやかにID及びパスワードを発行する。
- 4 「絆ネット」の利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。
- 5 委員会会長は、「絆ネット」を正しく利用させるため、必要に応じて利用者の研修を行うものとする。

(利用時間)

第5条 「絆ネット」の利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して「絆ネット」を通じ、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

また、VPN内に複数設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

(機能等の変更等)

第6条

- 1 「絆ネット」の良好な運用を維持するために必要な際は、「絆ネット」に関する機能の変更又は停止を行う。
- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他、委員会会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第7条 利用者の識別番号(以下「ID番号」という。)は、次の3種類とする。

- 1 管理者ID 医療機関開設者または院長に係る識別番号
- 2 利用者ID 医療機関勤務医師個人に係る識別番号
- 3 指定者ID 委員会が特別に指名した管理者に係る識別番号

(ID番号の利用者)

第8条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理等)

第9条

- 1 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用されてはならない。
- 2 各病院情報システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。
- 3 ID番号等が機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 登録医療機関の長は、所属する「絆ネット」利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

第4章 機能の登録・削除

(通信内容の削除)

第10条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容を削除する。

- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 2 記載期限を経過した情報があるとき。
- 3 法令等の各条項に違反したとき。

(ID番号等の取り消し)

第11条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消すものとする。

- 1 本規定の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。

3 「絆ネット」上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

(掲載情報の取り扱い)

第12条 委員会会長が必要と認めた場合は、「絆ネット」上に掲載された情報等について当該著作権者の承諾を得て、発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同意を得てから行うものとする。

(利用者規定の変更)

第13条 利用者規定の変更は、出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、委員会会長の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条

- 1 この規定に定める事務手続き等は事務局においてその業務を行うものとする。
- 2 事務局は、当面の間、加東健康福祉事務所企画課に置く。

(その他必要事項)

第15条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、委員会にて定めるものとする。ただし、緊急その他委員会会長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

附則

(入会金及び会費)

入会金及び会費を定めるときは、委員会の議決を経て行わなければならない。

(施行期日)

- 1 この規定は、平成23年12月16日から施行する。